

# ハートがたくさんさんの村づくり

Vol.198

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

9月の定例議会では『南阿蘇村部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正』が可決されました。主な改正点は新たに相談体制を明記し「村は国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制につとめるものとする。」

こととされました。またあらゆる差別をなくすため環境の改善や福祉の充実など村の施策も追記されました。

熊本県でも、『熊本県部落差別の解消の推進に関する条例』が制定されており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するためにあらゆる差別行為をしてはならないと定めています。



「ココロの達人/桜田幸子」熊本県人権情報誌『ココロ通信』VOL.50号から転載

村民みんなで「ハートがたくさんさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 TEL0967 (67) 1111

## なんでも 南部分署



「令和4年度秋の全国火災予防運動」  
11月9日(水)～11月15日(火)

全国統一防火標語「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

これからの時期は、空気が乾燥して火災が起こりやすい季節になります。昨年の阿蘇消防管内で多かった火災は、焚火が周囲に燃え広がって火災になったものです。枯草の焼却などをおこなう際には、万が一の延焼に備え消火できるものを事前に準備し、細心の注意を払い実施してください。風が強い日などは実施を控え、実施される場合は南部分署に連絡をお願いします。

### 救急隊から皆さんへのお願い

- 119番通報をした際、すぐに救急車はそちらへ向かいます。そのまま電話は切らずに落ち着いて通信指令室に状況などをお伝えください。
- 入り組んだ現場の際、救急隊は現場が分からないこともあります。ご足労ですが大きな道まで出てきてもらい、手を振っての道案内をよろしくお願いします。
- 救急隊が到着するまでの間、保険証、お薬手帳の準備をよろしくお願いします。
- 現場にいる人に荷物運びや、ベッドまでの移動のお

手伝いなどを頼む場合があります。その時には率先してお手伝いをお願いします。

- 「新型コロナ」の影響で、受け入れ先病院の決定が遅れているのが現状です。病气やケガにかかわらずコロナ感染の有無を確認、受け入れ先病院の確認に時間がかかると思いますが、ご理解をよろしくお願いします。
- 少しでも「大丈夫かな?」と感じたら遠慮せずに119番通報をおこなってください。あなたの通報で一つの命が救えるかもしれません。



〈問い合わせ〉阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL0967(62)9034 火事・救急 119